優生保護法問題を改訂学習指導要領に明記すべき必要性について

2025（令和7）年12月15日

優生保護法被害全国原告団
優生保護法被害全国弁護団
優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会（優生連）

1　優生保護法問題についてのこの間の経緯

(1)　2024（令和6）年7月3日、特定の疾病や障害を有する人を「不良」とし、不妊手術や人工妊娠中絶を強制してきた旧優生保護法（1948年～1996年）につき、制定当初から憲法違反であったと判断し、国の賠償責任を認める最高裁判所大法廷判決が出されました。

この最高裁判決を受け、国（政府）はその重大な法的責任を認めて謝罪し、優生保護法による被害者の被害回復、優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶等、優生保護法問題の全面解決をめざし、われわれ優生保護法被害全国原告団、同弁護団、優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会（優生連）との間で、同年9月30日、基本合意書を締結しました。現在、基本合意書に基づき、優生保護法問題の全面解決にむけた継続的な協議がはじまっているところです。

また、国会も、憲法違反の優生保護法を制定し、これを執行させてきたこと等を謝罪し、同年10月8日、補償法（旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律）を制定しました。同法に基づく第三者機関による真相究明・再発防止のための検証会議もスタートしています。

そして政府は、上記最高裁判決を受け、内閣総理大臣を本部長とし、全ての府省庁の閣僚を構成員とする「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」を設置し、同年12月27日、「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」を取りまとめています。

さらに、2025（令和7）年6月6日、人権教育・啓発に関する基本計画（第2次）が閣議決定され、その中でも「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた取組」として、優生保護法問題が明記されています。

(2)　以下に、上記「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」の冒頭部分を紹介します。

「昭和23年から平成8年までのおよそ48年間に、多くの方々が、旧優生保護法に基づき、あるいはその存在を背景として、特定の疾病や障害を有すること等を理由に優生手術等を受けることを強いられ、耐え難い苦痛と苦難を受けてこられた。旧優生保護法の優生手術に関する規定は憲法違反であり、同法を執行してきた立場としてその執行の在り方も含め、政府の責任は極めて重大である。本年7月3日の旧優生保護法国家賠償請求訴訟の最高裁判決を受け、9月30日には、旧優生保護法問題の全面的な解決を目指し、優生保護法被害全国原告団等との間で基本合意書が交わされた。また、10月8日には、旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受けた方々に対する補償金等の支給等を定める「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和6年法律第70号。以下「旧優生保護法補償金等支給法」という。）」が成立した。政府としては、日本国憲法に違反する規定を執行するとともに、優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて真摯に反省をし、これらに誠実に対応するとともに、このような事態を二度と繰り返さないよう、障害のある人への

偏見や差別を根絶し、全ての国民が、疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、全府省庁を挙げて全力を尽くさなければならない。

また、これまで障害のある人が受けてきた差別、虐待、隔離、暴力、特別視はあってはならないものである。障害への対処においては、その取組の責任を障害のある人個人に見いだす考え方や、障害のある人個人への医学的な働きかけを常に優先し、それのみを手段とする考え方を過去のものとし、障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという、「障害の社会モデル」の考え方を踏まえ、我が国は、特定の疾病や障害を有する者に対する優生上の見地からの偏見や差別をはじめ、障害のない人を基準とし障害のある人を劣っているとみなす態度や行動と決別しなければならない。障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けて、政府一丸となって、教育・啓発等を含めて取組を強化する。」

2 優生保護法問題を改訂学習指導要領に盛り込むべきこと

以上のとおり、昨年の最高裁大法廷判決を受け、政府は、優生保護法問題の全面解決にむけて取り組むことを確約し、特定の疾病や障害を有する者に対する優生上の見地からの偏見や差別をはじめ、障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けて、政府一丸となって、教育・啓発等を含めて取組を強化することを宣言している状況です。

わが国においては、昭和30年代以降、学習指導要領に「国民優生」、「優生と結婚」等の項目をもうけ、学校現場においても優生教育を推進し、子ども達に優生思想を植え付けてきたという歴史的な重い事実があります。そのことが今なお社会に残る優生思想に基づく偏見差別につながっていることは疑いようもありません。そして、上記の学習指導要領を策定したのは当時の中教審です。昭和52年改定で、学習指導要領からは「優生」に関する項目はなくなりましたが、学習指導要領の解説書には「結婚と優生」の項目が残り、一部教科書にも平成の時代まで記載され続けました。国が、長年にわたり実施してきた優生教育の一端は、中教審が担っていたと言わざるを得ません。

以上を踏まえると、今般改訂される学習指導要領においては、過去の学習指導要領の誤りをただし、①優生保護法の歴史、②優生保護法とそれに基づく優生政策が、特定の疾病や障害をもつ方々をいかに傷つけ、人生被害を与えてきたのか、③今も残る優生思想に基づく偏見差別の実態とそこから決別しなければならないこと（インクルーシブ教育の問題や包括的性教育の問題等も含む）、を盛り込んで頂くことが必須であると考えます。

改訂学習指導要領がめざす「多様性の包摂」や「深い学び」のためにもこれ以上ない教材となると考えられるところ、関連する幅広い教科のWGにおいて、ぜひその具体的内容について議論頂きますよう、要請する次第です。

以　上

【資料】

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律第21条に基づく調査報告書（抜粋）

第1編 旧優生保護法の立法過程

第6章 教科書にみる優生（P259～290）